

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを医療機関等の受付でカードリーダーにかざすことで、オンラインで医療保険資格が確認できます。

利用には事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**事前に登録が必要です**。

マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関等の受付でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけされることもありません。

どんないいことが？6つのメリット

① 健康保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越ししても健康保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

② 医療機関の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関等の受付における事務処理の効率化が期待できます。

③ 窓口への書類の持参が不要に！

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証などの書類の持参が不要になります。※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

④ 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できます。患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認するなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

⑤ 医療保険の事務コストの削減！

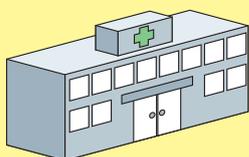
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

⑥ 医療費控除もカードで便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できます。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます

令和3年10月から、マイナポータル上で特定健診等の結果の閲覧が可能になります。



マイナポータルとは

政府が運営するオンラインサービス。

自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

服薬履歴

健康診断結果